

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆JPX 日経 400 先物上場記念シンポジウムのご案内
- ◆上場会社のアナリストレポート発行のお知らせ

2. 市場トピックス

- ◆新規上場のお知らせ

3. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

4. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

5. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 5. コラムを抜粋しております。

=====
証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 120

金商法第 192 条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て事例等について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課長 松重 友啓

昔、著名なグループ歌手のヒット曲の中の「C調言葉」という歌詞を聴いて、その具体的内容に思い当たるところが全くないにもかかわらず、語感にえも言われぬ納得感を覚えた記憶があります。言葉には、単なる

意味の伝達に留まらない、筆者のような鈍感・無粋な人間にすら何かを感得させることができる不思議な力があると思います。仮に、筆者が所属する証券監視委が行っている広報活動等の中でこうした力を活用することができたとしたら、我々のメッセージが読者の方々に自然に浸透し、いざという場面で喚起されることで、投資家保護が実現されるといったことも可能かも知れません。特に、詐欺的な金融商品の販売等による被害防止のためには、そうした効果が切望されます。

前回（7月30日）御紹介しましたが、近年、登録を受けない業者や金商法第63条に基づく適格機関投資家等特例業務届出者（以下「無登録業者等」）による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、社会問題化しています。こうした行為の横行を放置すれば、投資家保護の観点から問題であることはもちろん、「投資」という行為自体に対する国民一般の認識が悪化する結果、金融商品への投資を通じた成長マネーの供給や国民の資産形成への阻害要因ともなりかねません。他方、無登録業者等については、金商法上の登録を受けた業者と異なり、行政処分等を行うことが困難です。このため、証券監視委は、問題が判明した業者について検査結果の公表等を行い、一般投資家の皆様方に対して注意喚起するとともに、必要な場合には、金商法第192条に基づき裁判所に対して、法令違反行為を禁止・停止する命令を出すように申立て（以下「192条申立て」）を行っています。

しかしながら、7月3日（木）に行った株式会社 Grant 及びその役員等3名に係る192条申立てについて前回御紹介した後も、8月には株式会社 グランター及びその役職員2名に対して、9月には株式会社 ESPLUS 及びその役職員1名に対して192条申立てを行いました。高齢者から巨額の資金を詐取した者が警察に逮捕された等の報道も散見されます。無登録業者等による詐欺的販売等の事例は、残念ながら跡を絶ちません。

最近の事例を見ると、いくつかの共通項が見出せるように思われます。まず、詐欺的販売等の一連の過程において海外の主体等が登場することです。前述の Grant、グランター及び ESPLUS のいずれの事例でも、海外のファンド商品や、外国の金鉱山開発会社等の海外企業に投資する商品が販売されています。また、首謀者が海外に設立した企業が重要な役割を果たしています。平成25年に大きな問題となった MRI インターナショナル（第二種金商業者）の事例でも、本社は米国にあり、投資対象は「米国における診療報酬請求債権の購入及び回収事業」でした。

次に、最近のいわゆる劇場型の詐欺事例では、政府機関又はその職員を語った手口が見られます。金融庁ホームページ上で「金融庁や証券取

引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等にご注意ください！」と注意喚起されていることは皆様も御存知のとおりです。証券監視委は「証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話についての最近の事例」をHP上で紹介しています。報道によれば、70代の女性が電話で債券購入を持ち掛けられた末に総額約1億4000万円をだまし取られていた事例では、「金融庁の検査が入る。検査に引っ掛かるので預貯金は預かる」などと語っての詐取行為もあった模様です。

そして、こうして売られる金融商品で得られた資金は「成長性の高い事業」に投資される旨が喧伝され、具体的な投資先としては、最近では太陽光発電その他のいわゆるグリーン・エネルギー等、その時々の「流行の」事業分野が選ばれることが多いようです。

これらの共通項のキーとなる要素を見ると、一般投資家にとっては、自身の日常生活に密接に関係するものではないものの、日々の暮らしのどこかで何かしら耳に挟んだことがある内容であり、これらを巧みに組み合わせ、一見もっともらしく仮装された「舞台装置」が濫作されていることが推察されます。偶然でしょうが、「海外 (Global)」、「政府 (Government)」、「成長 (Growth)」といったキー・ワードの頭文字は共通しています。冒頭に御紹介した歌詞の拙劣な二番煎じに対する御叱責は覚悟の上で、筆者が一般投資者の方々に注意喚起するとすれば、「G調言葉に御用心！」となるのではないのでしょうか。

いずれにせよ、今後とも引き続き、金商法違反行為や投資家保護上問題のある行為の抑止に向けて力を尽くしてまいりたいと考えております。
(以上)

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>